

制定 環廃対発第 1408051 号  
環廃産発第 1408051 号  
平成 26 年 8 月 5 日  
改正 環廃対発第 15082410 号  
環廃産発第 1508244 号  
平成 27 年 8 月 24 日

## 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 実施要領

### 1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成 26 年 8 月 5 日付け環廃対発第 1408051 号・環廃産発第 1408051 号）（以下「交付要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定め、事業の円滑な執行を図ることにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

### 2. 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業

対象事業は、交付要綱第 4 条第 1 項に掲げる事業とする。ただし、発電機や系統連系設備等、処分場等以外においても必要となる設備等の導入は、対象事業としない。

#### (2) 対象事業の要件

対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

一 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項若しくは同法第 9 条の 3 第 1 項に定める一般廃棄物最終処分場、同法第 15 条第 1 項に定める産業廃棄物最終処分場又は不法投棄地のうち同法第 15 条の 17 に定める指定区域若しくはそれに類する場所に、発電機（太陽光パネル）を設置する事業であること。

なお、発電機（太陽光パネル）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条に定める設備認定を受けているか否かは問わない。

二 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、対象とする太陽光発電の太陽電池出力が 350kW 以上であること。

三 対象事業を実施した年度のうち又は翌年度までに、太陽光発電事業を開始すること。

### (3) 補助対象者の要件

補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、当該処分場の管理者（地方公共団体又は民間団体）又は管理者と連携して事業を行う法人であること。  
不法投棄地において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、関係地方公共団体と連携して事業を行う法人であること。
- 二 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 三 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち自己負担分の調達に関し十分な経理的基盤を有すること。
- 四 補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 五 環境省の求めがある場合、環境省において経理その他の説明・報告をできる体制を有すること。

### (4) 補助率

2分の1とする。

### (5) 交付申請書に添付する書類

交付要綱第6条の申請手続において交付申請書（交付要綱様式第1の1又は第1の2）に添付する書類は、以下のとおりとする。

#### ア 実施計画書（交付要綱様式第1の別紙1）

- ・処分場等の管理者であることを証明する文書、管理者との連携に関する合意文書又は関係地方公共団体との連携に関する合意文書
- ・申請者の組織概要や事業実績に関する資料（会社概要、登記事項証明書、補助事業者の印鑑証明書及び代表者の住民票の写し、代表事業者届出書（共同事業者による共同申請の場合のみ）、本事業の実施体制、最近2営業期間の事業実績・決算書、同種事業の実績）
- ・事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
- ・設備のシステム図、配置図
- ・太陽光発電設備の仕様（発電電力量の算定根拠を含む）
- ・事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下等の不具合の影響（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）、その他環境への影響、地域活性化効果等）の根拠資料
- ・「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜初版＞（平成24年7月環境省地球環境局）」において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」及び同エクセルファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的データの根拠、引用元の資料）

- ・CO2削減コストの算定根拠となる資料
- ・モニタリング計画書（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）
- ・太陽光発電事業の詳細な実施計画（太陽光発電を開始する時期を含む）
- イ 経費内訳（交付要綱様式第1の別紙2）
  - ・積算根拠資料
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抜粋（交付要綱様式第1の別紙3）＜地方公共団体のみ＞
- エ その他、ケースに応じて環境省が必要と要請する資料

(6) 実績報告書に添付する書類

交付要綱第16条の申請手続において実績報告書（交付要綱様式第8の1又は第8の2）に添付する書類は、以下のとおりとする。

- ア 実施報告書（交付要綱様式第8の別紙1）
  - ・事業の効果（発電電力量、二酸化炭素削減効果）の算定根拠資料
  - ・交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類
- イ 経費所要額精算調書（交付要綱様式第8の別紙2）
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抜粋（交付要綱様式第8の別紙3）＜地方公共団体のみ＞
- エ CO2削減コストの算定根拠となる資料
- オ 交付申請書に添付した資料に変更がある場合、変更後の資料
- カ その他
  - ・完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
  - ・写真（工程等が分かるもの）
  - ・その他参考資料（領収書等を含む。）

(7) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。  
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を報告すること。

(8) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで及びその後の3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素の削減量等を取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省へ提出すること。

**附 則**

この実施要領は、平成26年8月5日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、平成27年8月24日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙様式（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業報告書の作成例）

平成 年度 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業報告書

平成 年 月 日  
補助事業者名  
事業代表者の職・氏名

1. 事業の概要

【補助事業で整備した設備等の概要を記載する。】

2. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業で導入した設備等の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備等の利用状況、発電電力量等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1) の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない）。】

4. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性の評価を記載する。】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記載する。】

6. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における事業実施による同業他社等への波及効果や当該事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A4の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、

【フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】